

合成系有機熱媒体の自主管理に関する経過報告

(平成29年度) 2017年度

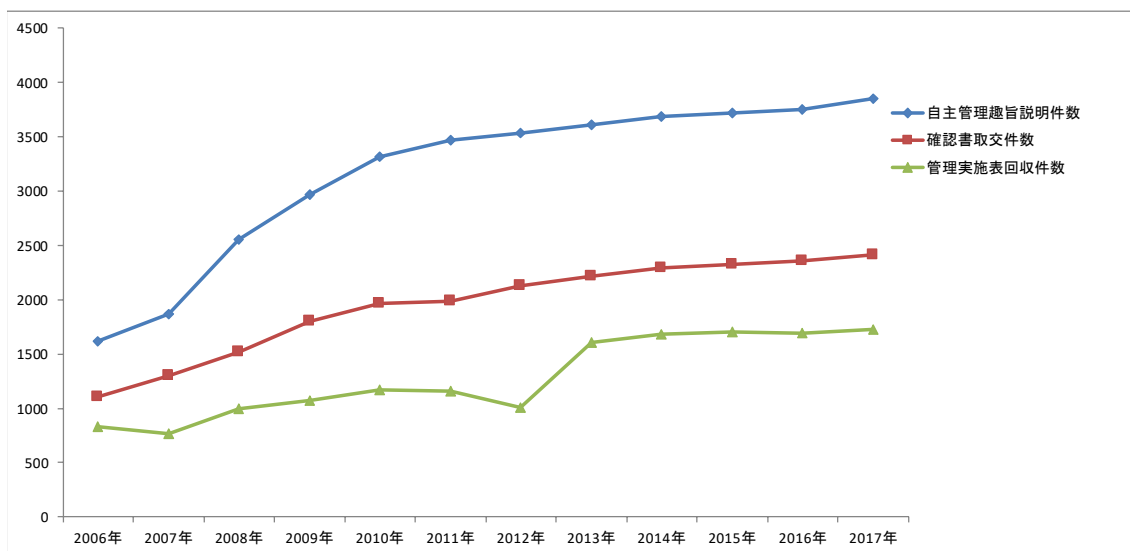
平成30年12月26日
化成品工業協会
熱媒体自主管理委員会

1. 利用者に対するリスク管理の依頼状況

- (1) 合成系有機熱媒体のユーザー各社(のべ3,853社)に自主管理計画の趣旨を説明し、ご理解をいただきました。
- (2) ユーザー各社との間で熱媒体使用に係わる確認書を手交し、のべ2,411件受領しました。
- (3) 今年度の管理実施表の回収件数は、1,723件(口頭を含む)を受領しました。

	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
自主管理趣旨説明件数	1614	1864	2551	2962	3318	3469	3538	3608	3687	3718	3755	3853
確認書取交件数	1101	1298	1514	1800	1968	1990	2126	2218	2288	2329	2356	2411
管理実施表回収件数	831	762	998	1071	1174	1163	1008	1602	1683	1702	1687	1723

件数



2. 使用・廃棄段階における環境放出量

ユーザー各社から合成系有機熱媒体の管理実績票等を受領し、ユーザー各社の管理状況を確認しました。その結果は、概ね次のとおりです。

- (1) 使用中の熱分解によるロスを除き、問題になるような環境中への排出は認められず、環境中に熱媒体が大量に排出されるような事故もありませんでした。
- (2) 劣化した熱媒体の再生は、自主管理委員会加盟各社が指定した再生業者により、適切に行われました。
- (3) 使用済み熱媒体の廃棄は、産業廃棄物処理業の許可を有する業者により、適切に焼却処理されました。
- (4) 再生・廃棄の段階で、環境中に熱媒体が大量に排出されるような事例は認められませんでした。

なお、合成系有機熱媒体は常温では蒸気圧は極めて低く、常温ではほとんど気化せず、大気への放出は考えられません。

3. 自主管理計画の見直し

『合成系有機熱媒体のリスク管理に係る自主管理計画』は、合成系有機熱媒体の製造・輸入者のみならず、その使用者を含めたサプライチェーン全体でのリスク管理を継続的に推進するための基本方針として、平成 16 年 12 月 15 日に化成品工業協会のホームページに掲載するとともに使用者に配布しました。その後、管理対象とする熱媒体の品名変更、第一種監視（一監）化学物質の追加、その後の一監の廃止（監視化学物質へ改称）などによって逐次見直しを行い、現在、第 11 版をホームページに掲載しています。（' 18.10.01）

4. 使用マニュアルの見直し

自主管理計画と同時に、熱媒体取扱時の事故や環境汚染を未然に防ぐための注意事項を記載した『熱媒体の使用マニュアル』を作成し、ホームページに掲載するとともに使用者に配布しました。その後、内容の一部を見直し、現在、第 6 版をホームページに掲載しています。（' 15.11.30）

5. Q&A 集の作成

熱媒体の自主管理に関し、使用者から寄せられた共通的な質問とその回答を取り纏めて『よくあるご質問とその回答』を作成し、第 6 版をホームページに掲載しました。（' 17.3.30）

『よくあるご質問とその回答』の構成

I. 化学物質審査規制法に関するご質問	3 件
II. 熱媒体の廃棄方法に関するご質問	6 件
III. 自主管理の詳細に関するご質問	5 件

6. 熱媒体の使用管理状況の把握について

会員会社は、各ユーザーの皆様から頂く書面（管理実施表）を用いて、管理状況の把握に勤めておりますが、サプライチェーンを更に適切に管理し、回収率の向上および手続きの簡素化を目的として、インターネットの web サーバーを用いた、「熱媒体使用・管理状況確認システム」を導入いたしました。各ユーザーの皆様には、平成22年9月付で上記システムへの移行について、ご協力をお願いするための書面を差し上げております。集計などにつきましては、平成22年度から一部について開始いたしました。また、このシステムは、化成協HPから利用することが可能となっております。

その他、平成17年の活動報告には、下記の貴重な情報を載せておりますのでぜひご参照下さい。

1. 燃焼試験の実施

廃熱媒体の焼却処分時における処理条件を確認するため、各メーカーの熱媒体の燃焼試験を実際の廃油処理施設で実施し燃焼率を測定しています。

（平成17年度）自主管理委員会経過報告 7項）

2. 製造工場における環境排出量の測定

上記製造工場から、公共用水域への排水、並びにその周辺の底質をサンプリングし合成系有機熱媒体の含有量を測定しています。

（平成17年度）自主管理委員会経過報告 8項）

3. 廃油リサイクル業界との意見交換

廃熱媒体をリサイクルして、再生燃料油、再生潤滑油用途に転売することは、不特定多数のユーザーに渡る恐れがあります。故にリスク管理ができなくなる可能性があるため廃熱媒体をリサイクルして熱媒体以外の用途に販売することは中止していただくよう要請しました。廃熱媒体は、必ず焼却処理を行なってください。

（平成17年度）自主管理委員会経過報告 9項）

以上